

島根県報

平成28年3月31日 (木) **号外 第 8 5 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	* L
—	7/17
—	JK
—	> \

【規 則】

島根県道路管理規則の一部を改正する規則

(道路維持課) 2

公布された条例等のあらまし

- ◇島根県道路管理規則の一部を改正する規則 (規則第63号)
 - 1 規則の概要

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理(別表関係)

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第63号

島根県道路管理規則の一部を改正する規則

島根県道路管理規則(昭和53年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に、「卸電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。